

保険証の提示のお願い

保健医療機関は、保険証・受給者証等の確認が法令で義務付けられております。

毎月初めの受診時に保険証・受給者証等の確認をさせていただいておりますので、お手数ですがご来院の際は、受付にご提示をお願い致します。

以下の場合、月の途中でもご提示をお願いします。

- 保険証の変更があった時 ●75歳の誕生日を迎えられた時
- 就労や退職 ●転居 ●氏名変更 ●扶の変更
- 負担割合が変更になった時
- 市町村合併や企業の統廃合により新しい保険証が交付された時

保険証・受給者証等の提示がない場合、保険請求手続きができませんので、一旦自費でお支払い頂き、後日、保険証・受給者証等と領収書をお持ち頂ければ、保険分の差額を返金致します。

かもい脳神経クリニック院長 小菊 実